

第十三回国会
衆議院

外務委員会議録 第十号

昭和二十七年三月十九日(水曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 仲内 廉治君
理事 小川原政信君 理事近藤 鶴代君
理事並木 芳雄君 理事戸叶 里子君
大村 清一君 菊池 義郎君
北澤 直吉君 栗山長次郎君
中山 マサ君 小川 半次君
林 百郎君 黒田 壽男君

出席政府委員

人事院事務総 岡部 史郎君
司法総局長 石原幹市郎君
外務事務次官 大江 晃君
(大臣官房長) 外務事務官 三宅喜一郎君
(大臣官房長) 外務事務官 三宅喜一郎君
委員外の出席者 専門員 佐藤 敏人君
専門員 村瀬 忠夫君

三月十八日

委員林百郎君辞任につき、その補欠として柄澤孝子君が議長の指名で委員に選任された。

三月十九日

委員柄澤孝子君辞任につき、その補欠として林百郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月十四日

安全保障條約締結に伴う駐留地域の決定に関する請願(永井要造君外三名紹介)(第一四四五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

千九百四十六年十二月十一日にレ・ク・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の條約の範圍外の薬品を國際統制の下におく議定書への加入について承認を求めるの件(條約第二号)
外務公務員法案(内閣提出第四五号)

○仲内委員長 ただいまより外務委員会議を開会いたします。

まず外務公務員法案を議題といたします。前会に引続きまして質疑を許します。小川半次君。

○小川(半)委員 この外務公務員法案の内容を通覧しますと、私たちが数箇点修正しなければならぬと思つてゐるわけですが、他の委員諸君からも、それ〴〵御質問があることと思つてゐますから、私は一、二点のみにとどめておきます。

まず第一番に、第八條を見ますと、「大使及び公使の任免は、外務大臣の申出により内閣が行ひ、天皇がこれを承認する。」といふことになっております。私は結論として申し上げてお

は、この大使及び公使の任免については、国会の承認を得るという、この点をこの第八條に加えてほしいと思つてゐます。大使及び公使は、場合によつては國を代表してそれ〴〵の國と交渉

し、あるいは相談し、ときには相當重大な問題——條約にひとしいような問題なども相談する権能、権限を有するものでありまして、憲法第七十三條と関連する、外國とのそれ〴〵の重要な問題を取扱う立場にあるわけでありまして、大使、公使の任免にあたつては、ぜひとも國會の承認を得るという、こゝういふ字句を加えた方が、私は非常に民主的ではないかと思つてゐるのです。この点について、きようは石原政務次官から政府のお考えをお示し願ひたいと思ひます。

○石原(幹)政府委員 ただいまの御意見についてありますが、大使、公使その他はやはり外務公務員といふものです。一種の行政官でございまして、これは申し上げるまでもないと思つてゐるのです。國會の承認をただいま得ておられますのは、人事官であるとかあるいは會計検査官といふか、さういふふうな種類の公平官、裁判官的色彩を持つておるような人を、主として國會の承認という形をとつておるようであります。大使、公使はやはり一種の行政官でございまして、行政の府の責任にある内閣がこれを任免する、これが普通の行き方であらう、こゝういふ考

え方から、原案のごとくになつておるわけでありまして、
○小川(半)委員 單に外務大臣とかあるいは内閣が任免するという場合と、國會の承認を得るとする場合と、どちらが民主的かということになると、これは國會の承認を得るといふことは、これは

きわめて民主的だと私は思ひます。特に廣く人材を見る場合、一部の内閣の片寄つた考え方、見方から見ると、より廣く國民代表の國會の人たちの見る見方というものは、より広いし、より有能な人材を見るであらうし、従つて、やはりいづれにしてもその方が民主的だと、こゝう私たちが見ます。もちろん大使、公使といふものは、これは行政の任務を担当する人たちに違ひないのですが、だからといつて、こゝういふ國を代表して、各國との重要な任務を担当する職務の人を、やはり國民が納得の行く民主的な立場から、こゝういふ人たちの任免には、國會の承認を得るといふ方が、私は憲法の精神からいつてもいいと思ひます。もしそれ内閣自体が、あるいは外務大臣が、極端なる反動的であり、極端なる非民主的であつて、その反動的、非民主的な考

えの外務大臣なり内閣が任免したとすれば——現在の吉田内閣はさうでないでしょう。あるいは外務大臣はさうでないでしょう。しかし將來どういふ反動的な、どういふ非民主的な外務大臣あるいは内閣がでないとも限らない。ところがその反動的な内閣のもとに、一々その内閣の氣に合うような大使、公使が選ばれるといふことになる

と、これは國家のために非常に禍根を残すものであるから、將來のために、大使、公使の任免は、どうしても國會の承認を得るといふことにした方が、いづれの場合においても、やはり國民が納得するし、非常に正しいし、

民主的であると思つてゐるのです。現在のものを考へてはならぬと思つてゐるのです。現在は、率直に言へば、非常に反動的で、す。けれども、將來より反動的な、より非民主的な内閣がでないといふ、それが保証できるでしょうか。さういふ内閣が、内閣のかつてに、自分たちの好む者を、自分たちの側近者を、自分たちへつらつて来る者のみを、大使、公使に選ぶといふことになれば、一体これ日本のためによいと石原次官はお考えなんでしょうか。私はこれはどうしても、國會の承認を得るといふ点を加えた方が、最も民主的であり、正しいと思ひます。

○石原(幹)政府委員 一応の御意見であるとは思つてゐますが、先ほど申し上げました以外に、なお一、二申し上げてみますと、大公使の任命につきましては、御案内のごとく、相手國のアグレマンを求めることが、やはり必要なのであります。これは極秘裡と申しますか、事前に、秘密裡にさういふ折衝を行うといふこともあるのでございまして、その前に國會に於て承認を得るといふようなことをとることも、

いかがかと考えられますし、それから諸外國の例を見ましても、大部分の國におきましては、こゝういふやり方でございまして、ただアメリカが上院の外交委員會の、何か承認を得るとか、こゝになつておるようであります。この上院の外交委員會は、一種特別な組織といふべきか、機構を持つておるやうなものでございまして、普通の一

般の外国の例にも従い、また先ほど申し上げましたアグレマンをとる必要等の関係から、こういう形をとつておるのであります。

○小川(半)委員 どうも石原次官といくら議論しても、たよりなくてしかたがない。大使、公使は、いづれ後ほど他の委員からも御発言があると思ひますが、大使、公使以外に、私はいろいろ職員を採用する場合について、政府のお考えを求めたい。私は昨年ずつと各国を歩いて来まして、特にアメリカなどで、アメリカの新聞記者諸君と会

見したときに、どうも日本の外交官は、われ／＼と愉快に話し合うというような外交官のいないのを非常に遺憾に思ふ、非常に何だか暗い感じを興える。結局それは、一応外交官試験には通つていても、外国なれといひますか、外国づれといひますか、そういう点に乏しいのです。ですから外国の新聞記者や外国人がひとつ大いに遊ぼうじやないか、いろ／＼語らうじやないかといひても、すぐ何とか要件を言

い出しては逃げちやつたり、一向つき合つてくれないというのです。こういうことでは結局日本の立場において、日本は不利であるから、どうしても積極的に外人と交わり、積極的に外人記者などと語り合ひ、ときには一緒に愉快に飲み食ひのできる、そういう明るい外務職員などを日本が採用する必要があるといふことを言つておつた

ですが、そういう点などを考えてみる

ときに、結局日本の国籍を有しておる人で、アメリカなどに相当有能な人材がおるわけですか。そういう人たちは私

はたとえば閣領事とか、あるいはある程度の地位に採用して、そういう人た

ちをまず向うの新聞記者あるいは向うの公務員でなくとも、一般民衆と接する場合でも、長くその土地にいて、その土地の事情のわかる、そういう人を採用する必要があると思ふ、アメリカにおける日本人で有能な人もかなり数多くおるのですから、そういう中から私は採用された方がいいじやないかと思ひますが、政府のお考えいかがですか。

○石原(幹)政府委員 ただいま小川さんから申されました点は、もちろんあるのであります。そういう意味からいたしましてこの公務員法第十條にも、「選考によつて外務職員を任命することができる。」というような規定もあるものであります。それからた

だいまの御意見等は十分考えまして、これは今後の再教育あるいは教育の問題にもなるのであります。外務公務員の研修等の場合におきましても、そういうことは十分考へて行かなければならぬことである、かように考える次第であります。

○小川(半)委員 それから第十六條の査察の制度であります。これはまあなによりもあつた方がよいと私は思ひますが、これは外務大臣の任命する人も、これは外務大臣の任命する人が査察使として派遣されることになつておるようでもあります。こういう場合でも少くともせめて国会の外務委員会にだけでも諮つて、この査察使はこ

う人物を出したいといふ、これは外務委員会などのやはり相当了承とか、あるいは承認を得るというようにして

らいたいと思ふのですが、これについていかがですか。

○石原(幹)政府委員 ただいまのお話

も、これは事実問題といひまして、いろいろ御意見を承りましたり、あるいは御意見のあるところを拜承して考へて行くといふようなことももちろん適當であり、そうあらねばならぬと思ふのであります。制度といひまして査察使選任に外務委員会の承認を求めるとかどうとかいふことは、これはただいまのところではいかがかと、かように思つております。

○小川(半)委員 どうも全般的に見て、外務公務員法案は、結局すべて国会の立場が全然無視されて、国家の立場を代表して諸外国との間の重要な任務を担当する、その役割の人々を選ぶのに、国会が何らのくちばしをいれる余地のないようにできてしまつておるのですが、これはやはり、全般的な点であります。特にこの中でも人事などをいろいろ選ぶところの審議会において、審議会は委員五人で組織するといふことになつております。そのうち人事院職員のうちから一名、あるいは外務公務員の中から一名、学識経験のある者の中から三人を外務大臣が任命するといふことになつておる。私はやはりこういう点でも、外務公務員の中から一名、これは外務大臣が任命することは当然だと思ひます。人事院職員の中から一名、これは内閣が任命することは必要だと思ひます。あとの学識経験者の中の三人、これも外務大臣が任命するといふことになつておる。

私はこの三人は、やはり少くともこれだけは、国会の承認を得なければならぬのだと、こういう解釈を持つておるのです。外務公務員の中の一名、これは外務大臣が任命するといふことはいいでしよう。また人事院職員の中

の一名、これは内閣が任命することはいいでしよう。しかし、少くともあとの学識経験者の三人だけは、これは国会の承認を得る、こういう制度にせひしなければならぬと思ひますが、政府のお考えを示してください。

○石原(幹)政府委員 これは外務大臣という一つの行政機関のもとで手助けをする、調査とかあるいは事前審議をする一つの機関でございます。従ひまして、先ほどから申しておりますやうに、どうもこの委員を国会の承認を得ていふところの考え方にまで至つていないのであります。

○小川(半)委員 それではこの簡條をどうしてこうしなかつたのですか。要するに、委員は外務公務員のうちから、あるいは人事院と、一々そういうことをせずして、委員は五名として、五名は内閣において任命するといふことにすれば、それでよかつた。一々こ

ういふ何となくまわりくどいような、ちよつと見て非常に広範囲で民主的に選んだやうな、條文だけはそういうふうにつくりにしておいて、結局これは外務大臣が任命するといふことになつておる。これは先ほど私が申し上げたやうに、だれが見ても、だれが聞いても納得行くようにするには、やはり外務公務員の中の一名は外務大臣が任命して、人事院職員の一名は内閣で任命して、あとの三名は国会の承認を得るということが一番民主的じやないですか。でなければ、こういうまわりくどいことをせずして、委員五名は内閣が任命するといふ簡単な條文でいいと思ふのです。内閣がすべて任命するといふのであつたなら、かつてにやればいい。こういうぐあいに区切つてゐるの

だつたら、せつかく区切つてゐるのだから、三名は国会の承認を得るということが、私は一番民主的だと思ひます。

○石原(幹)政府委員 外務公務員に關しまするいろ／＼なことを外務大臣のもとで調査審議するのであります。これはやはり相當事務的のことも含まれておりますので、一人は外務省の者から選び、また人事に關することが多いのでありますから、人事院から一人を選ぶ、これは必ずしもしなければならぬといふことをうたいまして、あとの三人は、外務大臣が最も適當と思ふ者を学識経験者の中から選ぶ、これは先般も申し上げたのであります。が、いわゆる外交的の経験者から選ぶのもちろんであります。人事公平官的色彩の経験者等からも考へるやうに、そこはひとつ外務大臣が最も適當な人を選んで行かなければならぬと考へておるのであります。

○仲内委員長 北澤直吉君。○北澤委員 私は前回の委員会におきまして、二、三質疑したのであります。が、それに継続しまして、お尋ねしたいと思ひます。

まず第一に伺ひたいのは、外務職員の官職の格付の問題であります。この法案の第五條によりますと、外務職員については、官職の格付は外務大臣が行う、といふことになつておるわけでありまして、従来の外務省の例を見ておきますと、一つの大きな欠点があつたのであります。たとえばある人が上海の總領事あるいは香港の總領事として、そこに長いことおつて、非常に適任であつたにもかかわらず、上海の總領事だと勅任官までしか行けない、香港

の総領事だと勅任二等までしか行けないというので、せつかくその人が長くおつて適材であるにかかわらず、その人を上げるために、よその官職に移さなければならぬというようなことがあつた。そういうことを考えますと、同じ総領事でも、イギリスなどずつとりつぱな地位まで行ける。たとえばイギリスの上海総領事は最上のところまで行つてゐる。そしてあそこ十何年もおつて、階級は最上まで行ける、こういうことであつた。ところが日本の場合には、総領事はどこまで、領事はどこまでとしまつていて、せつかく適任であるにかかわらず、その人を昇任させるためによその官職に転動させるといふことがあつたのであります。が、今回の格付によりますと、そういう弊害は一掃されるのかどうか、この点をひとつ伺いたい。

○大江政府委員 ただいまの御質問は、一箇所に非常に適任な総領事なり何なりが長くおつて、その人の在勤俸をどん／＼上げられるかという御質問でございますが、近く国会で御審議を願ひます新しい海外における外務公務員の給與の法律によりますと、在勤俸というものは、特定のところの総領事俸に在勤俸を限定しておりますので、年限がたてばたつほど上に上るといふ道が開かれております。

○北澤委員 そうしますと、たとえばどこかの総領事あるいはどこかの書記官、あるいは外務省のある課長でもいいですが、その人がその職に長くおれば、そのままの地位で、たとえば最高の何級まで行けるというような措置になつておりますか。あるいはたとえは外務省のどこかの課長はどこまでしか上

れない、あるいはどこ／＼の総領事なら、本俸をどこまで上げれば、その上には上げない、そういう制限はないのかどうか、この点を伺いたい。

○大江政府委員 総領事あるいは領事、こういうものは公の名称でございますから、いわゆる階級とは関係がないのでございます。在勤俸は無制限に上げるといふわけには参りませんが、相当幅を広くとつてありますので、在職年数等に應じまして、相当高いところまでは上げることができるといふことになつております。

○北澤委員 ただいまの政府の御答弁によりますと、官職にかかわらず、在勤俸とかあるいは俸給というものは、相当高いところまで上げられるというお話であります。従来はそういう点について外務省に欠陥があつたのであります。その人の階級を上げるために、せつかく適任であるにもかかわらず、適任でないところへ動かさなければいかぬ、こういうために日本の外務省に非常に欠陥があつたのであります。アメリカあるいはイギリスのように、適任者は十年も二十年もおれる、そのためにまたどこまでも上げられるということにしておけば、その人は安心してそこに十年も二十年もおるといふことになると思ひます。

もう一点伺ひたいのは、どうも従来日本の外務省を見ておきますと、専門家を養成することが少い。たとえばアメリカの國務省、イギリスの外務省におきましては、専門家を非常に養成する。たとえばアメリカの國務省などチャイナ・サービスと申しまして、中国関係のものはずつとやつておる。ところが日本の外務省を見ておきますと、多少専門家を養成しますけれども、中国あるいはロシア、あるいはイギリスというふうな、二年くらいずつばらばらにやる。従ひまして世界各国の事情には通ずるかもしれないが、ある国に対する専門的な知識は欠けてゐる。そういう点アメリカの國務省、イギリスの外務省などは、一つの場所に十何年も置くというふうになつておつて、ある国に対する専門的な外交官が非常にたくさんあります。日本の外務省にはそれが少いのであります。まづ例は、日本の外交官で非常に有名であつた齋藤大使、あの人はアメリカに十七年もおつた。ああいうふうな一つの国に十七年もおれば、その国の人情風俗がよくわかる。ところがそのほかの人は、こま切れのようにアメリカへ行つたり、イギリスへ行つたりしてゐる。従つて間口は非常に広いが、奥行きは非常に狭い。こういう外交官がたぐさふたのであります。今度こういうふうな外務公務員法をつくりまして、今申しましたように、たとえば上海の総領事であつても相当上まで上げる、こういうことになりました以上は、従来のそういう弊害を一掃して、なるべく専門的な外交官をつくりたい。チャイナ・サービスならチャイナ・サービス、ソ連サービスならソ連サービス、イギリス・サービスならイギリス・サービスというふうな、長くおつて、その国の風俗をよくわかる人を養成してもらいたいと思ひますが、それに対する政府のお考えを伺ひたいと思ひます。

○大江政府委員 ただいまの北澤委員の御意見はもともでございます。外務省もただいま事務当局といつたしま

して、各国の外交官のそういう専門的数字その他を、二調べておるのでございます。これを現在の日本の外務省に適用すると、どういふふうになるかということも内々研究中でございます。戦前はいろいろ特殊の世界情勢その他によりまして、ただいまお話のうちに、専門家の養成ということに欠けるところがあつたと思ひますけれども、今後は事務当局といつたしまし

て、ただいま申しましたような研究を基礎といたしまして専門家の養成に努力したいと考えております。

○北澤委員 では次に第三章任免の点で伺ひたいのですが、この第七條によりますと、「国家公務員法第三十八條の規定に該当する場合の外、国籍を有しない者若しくは外国の国籍を有する者又はこれを配偶者とする者は、外務公務員となることができない。」というふうになつておるわけでありま

す。国家公務員法第三十八條の規定というところ、いろいろあるのであります。たとえば禁治産者もしくは準禁治産者ではないかというところ、あるいは産者ではないかというところ、あるいはこれに對して何い

たいのは、「外国の国籍を有する者又はこれを配偶者とする者は、外務公務員となることができない。」この規定であります。従来は外務省の内規によりまして、外国人の奥さんをもらう場合には、何か外務大臣の許可を要するといふふうになつておつたと思ひますが、今回の法律によると、外国人の婦人を配偶者とする人は外務公務員となれないといふような、非常な厳格な規定になつておるのでございます。憲法の第十四條によると、国民はすべて法の前に平等である。政治的、経済

的においても平等である。にもかかわらず、外国人の奥さんをもらうと外務公務員になれないといふようなこととあります。憲法第十四條から見ますと、非常に厳格過ぎると思ひます。こういうふうな外国人を奥さんに持つた者は、従来のように、許可があればなれるといふのではなくて、今回は外務公務員となれないといふような大分進んだ規定になつておるのであります。憲法第十四條とこの第七條との関係について政府の見解を伺ひます。

○石原(幹)政府委員 これは日本の国籍を得ればなれるのであります。外国人のままであれば、あるいは外交官の特権を駐在国において得る場合とか、いろいろの場合に不都合等のあることも考えられますので、今回のような規定を設けておる次第であります。

○北澤委員 日本の国籍を得ればというところになります。ありますが、それは大体原則として日本人の奥さんになれば日本国の国籍に入らると思ひますが、そうでない場合もある。そういう外国人を配偶者とする場合には外務公務員となれないといふのは、どうも従来と比べて少し進み過ぎているのではないかと。従来のように、許可があればそういう場合にもなれるといふふうなせす、こういう法律において当然失格することは少し行き過ぎているように私は思ひますが、憲法第十四條の関係、要するに、本人は日本人であつても、奥さんが外国人の場合には外務公務員になれないといふことは、どうも憲法にいう基本的人権にも多少関係があると思ひますが、そ

の点についてもう一ぺん伺いたい。

○石原(幹)政府委員 国籍を得ればという言葉の使い方がちよつとまずかつたと思うのでありますが、外国の国籍を離脱すればというふうに訂正しておきます。

それからただいまの重ねてのお尋ねであります。先ほど申し上げましたように、全然禁じておるわけではないのであります。国籍を離脱すればこれは当然かまわぬことでもあります。外交官の特権、外交官としての活動を十二分にやりますために必要な措置をとつておるわけでもあります。

○北澤委員 国家公務員法第三十八條を見ますと、その五に「日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」は、日本の公務員になれない、こうなつてゐるのであります。外務公務員の場合には、一般公務員の場合以上に、その個人が国家に対して忠誠を誓う、一般の国家公務員以上に外務公務員については厳重な規定がなければならぬと思ふのであります。というのは、たとえば将来ソ連との間に平和関係が回復して、ソ連に日本の大使館ができるという場合に、ソ連に行つてゐる日本の大使館の職員が、たとえば共産党には入らないにいたしまして、日本の政府に対する忠誠が欠けておる、こういうふうな場合には、やはりそこに何か外務公務員なる資格がなくなるといふうにしなければならぬと思ふのであります。現にアメリカの國務省では、いわゆるセキユリテイ・テストですか、公務員が共産党以外の場合でも、国家に

対して忠誠が十分でない場合にはやめさせ、こういうようなことをしておるのであります。そういう場合におきましても、外務職員の場合にも、国家公務員と同じように、ただ日本の政府を暴力で破壊するようなものに入つたものはいかぬが、それ以外のものはよろしい、こういうふうな、外務職員と国家公務員の差別はつけてないのではありませんが、それで十分でありましようか、私はその点を疑ふのであります。特に私が申し上げたいのは、野党の諸君は外交には秘密はないといふのであります。外交は秘密を伴うものではないのであります。ちやうどワシントン會議のときに、日本の暗号電文が全部米人ヤードレイによつて盗まれた。暗号が盗まれたら外務省の仕事はできないのであります。そういうふうな、外交交渉におきましては普通の一一般公務員の場合と違つて、特に国家に対する忠誠の義務と申しますか、そういうもの、今回のものを言いますと、そういう点について一般公務員と外務公務員の間に差がないように思ふのであります。それが、それで十分でありますか、もう一ぺん政府のお考えを伺いたいと思ひます。

○大江政府委員 国家公務員法の第三十八條の五号の規定では十分でないかという御意見であります。御承知の通り、人事院規則におきまして、公務員は就任に際しまして忠誠を誓つておられます。外務公務員ももちろん同様の措置をとるのであります。外務公務員が特に忠誠を必要とするかどうか、これは御意見と存じますけれども、外務省といはしましては、当然採用の際、

その他特にそういう点につきまして遺漏なきよう調査その他は進めておりまして、一応これで十分ではないが、こういうふうな考へております。

○北澤委員 そうしますと、外務職員を採用する場合に、忠誠を誓わせざるも、その誓つた忠誠をよく守らない場合には、政府はこれを懲戒処分につけて適当に処分する、こういうことになりましようか。

○大江政府委員 その通りでございます。まして、特別職の外務公務員の任免の問題でございまして、大使及び公使の任免の場合は天皇がこれを認証する。ところが大使または公使よりもつと重要であると思われるような政府代表、全權委員という場合には、これは認証がないのであります。しかも全權委員の持つて行く全權委任状には天皇が認証する。政府代表及び全權委員というふうな非常に重大な職務を行う人は、大使及び公使と同じように、その任免については天皇が認証するといふふうにした方が、國際的にもいいだらうし、また国内的にもいいと思ひます。委員の場合には認証を必要としないといふふうにいたしました政府のお考えを伺いたいと思ひます。

○石原(幹)政府委員 これはお説もつともなところもあるのでございますが、政府代表及び全權委員、ことに全權委員等には非常に重要な場合もあるのではありませんが、政府代表としてただ会議に出るという場合には、それほどでもない場合もあるのでございます。

○林(百)委員 ちよつと関連して。先ほどの北澤委員の質問に看過しがたい問題を見出したのであります。国家公務員法第三十八條の「日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」これを、北澤委員はあたかも共産党がこれに該当し、また日本共産党とソ連とが特殊の關係にあつて、ソ連に行つてゐる外交官がソ連の政府と云々、關係する場合のことを考慮して、特に嚴重な忠誠の義務を負わせるべきだといふことを言われておりますが、一体この政党が共産党をさすのかどうかというところ、それからそれがソ連とどういふ關係があるというように政府はお考えになつておるわけですか。

○石原(幹)政府委員 現在では直接さしておるわけではございません。○林(百)委員 そうすると外務公務員が共産党に入黨することは自由だと思ひますが、その点はどうです。○石原(幹)政府委員 法律的といひますか、ただ理論的にいへば、これは自由であると思ひます。○林(百)委員 理論的にいへば自由だが、何だか不自由だといふのですか。たとえば自由黨に入つておる人は幾らでもあるわけですから、憲法で保障されてゐるわけですから、これは自由だと思ひますが、どうです。「レツド・ページになるんだよ」と呼ぶ者あ

ります。従いまして大公使の任免については天皇の認証ということになつておりますが、政府代表及び全權委員は内閣、こういう考へ方で進んだわけでありましよう。

○林(百)委員 ちよつと関連して。先ほどの北澤委員の質問に看過しがたい問題を見出したのであります。国家公務員法第三十八條の「日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」これを、北澤委員はあたかも共産党がこれに該当し、また日本共産党とソ連とが特殊の關係にあつて、ソ連に行つてゐる外交官がソ連の政府と云々、關係する場合のことを考慮して、特に嚴重な忠誠の義務を負わせるべきだといふことを言われておりますが、一体この政党が共産党をさすのかどうかというところ、それからそれがソ連とどういふ關係があるというように政府はお考えになつておるわけですか。

○石原(幹)政府委員 現在では直接さしておるわけではございません。○林(百)委員 そうすると外務公務員が共産党に入黨することは自由だと思ひますが、その点はどうです。○石原(幹)政府委員 法律的といひますか、ただ理論的にいへば、これは自由であると思ひます。○林(百)委員 理論的にいへば自由だが、何だか不自由だといふのですか。たとえば自由黨に入つておる人は幾らでもあるわけですから、憲法で保障されてゐるわけですから、これは自由だと思ひますが、どうです。「レツド・ページになるんだよ」と呼ぶ者あ

ります。従いまして大公使の任免については天皇の認証ということになつておりますが、政府代表及び全權委員は内閣、こういう考へ方で進んだわけでありましよう。

○林(百)委員 ちよつと関連して。先ほどの北澤委員の質問に看過しがたい問題を見出したのであります。国家公務員法第三十八條の「日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」これを、北澤委員はあたかも共産党がこれに該当し、また日本共産党とソ連とが特殊の關係にあつて、ソ連に行つてゐる外交官がソ連の政府と云々、關係する場合のことを考慮して、特に嚴重な忠誠の義務を負わせるべきだといふことを言われておりますが、一体この政党が共産党をさすのかどうかというところ、それからそれがソ連とどういふ關係があるというように政府はお考えになつておるわけですか。

○石原(幹)政府委員 現在では直接さしておるわけではございません。○林(百)委員 そうすると外務公務員が共産党に入黨することは自由だと思ひますが、その点はどうです。○石原(幹)政府委員 法律的といひますか、ただ理論的にいへば、これは自由であると思ひます。○林(百)委員 理論的にいへば自由だが、何だか不自由だといふのですか。たとえば自由黨に入つておる人は幾らでもあるわけですから、憲法で保障されてゐるわけですから、これは自由だと思ひますが、どうです。「レツド・ページになるんだよ」と呼ぶ者あ

ります。従いまして大公使の任免については天皇の認証ということになつておりますが、政府代表及び全權委員は内閣、こういう考へ方で進んだわけでありましよう。

り)レツド・ページになるかどうかは、それは勤務状況によるわけですが、共産党に入ること自体は法律的にも理論的にも決して制限されておらないと思ひます。

○石原(幹)政府委員 入黨しておるといふことだけならば、これはいいと思ひますが、あといろいろの活動の模様によりまして、行政官庁としていろいろのあとの措置がとられると思ひま

○林(百)委員 活動の模様がどうなるとかいふのですか、よくそれを聞いておきたいと思ひます。

○石原(幹)政府委員 これは国家公務員法あるいは人事院規則、その他の全体の法令によつて、公務員というものはいろいろ縛られておるのでありますから、それによつて御判断願ひます。

○北澤委員 大使及び公使を任命する場合ですが、従来は大体原則として駐在国がきまつて、それに対して任命する。その任命の前にアグレマンをとるといふこともありますが、例の場合におきましては、駐在国のない場合にも臨時大使、公使を設置するといふような特例法があつたのであります。たとえば仏領インドシナに芳澤大使が行かれ、あるいはオムスクに加藤大使が行かれた。そういうふうな政府のないところにも臨時大使、公使を派遣してよろしいという特例があつたのであります。この第八條により大使及び公使の任命という場合は、必ず駐在国がある場合ですが、そういうふうな臨時に派遣する、何と申しますか、アグリメントされる政府がない場合でも大使及び公使を臨時に任命できますか、その点をお伺ひいたします。

○石原(幹)政府委員 これはやはりで
きるものであります、特派大使とい
いますか、いろいろ外国元首の式典に参
列するとか、そういうような場合もある
のであります、それはもちろん含
んでおつたものであります。

○北澤委員 あと二点ばかり質問しま
して終りますが、一つは、第十條によ
りますと、「選考によつて外務職員を
任命することが出来る。」というふう
になつておりました、財務、商務、農
務、労働等については選考によつて外
務職員を任命することができるとなつ
ておるのであります。従来ともこの
うふうな専門的な事務については、外
交官、領事官試験によらずに、選考に
よつて外交官、領事官を任命した例が
多いのであります、従来の外務省の
やり方を見てもおつた、どうもこの
うふうな専門的な方面に対する人が少かつ
たのであります。従いまして従来とも
選考の範囲を広げて、そうして専門家
を外務省に包容して、そういう者を日
本の外交に当らせたいというふうな希
望があつたのであります、私は今後
とも、こういう専門家を選考によつて
外務職員に任命する道なるべく広く
してもらいたいという希望を持つてお
ります。特にお願いしたいのは、ここ
には財務、商務、労働等とありますが、
語学関係の専門家について選考する
というあれはないのであります。もち
ろん労働等でありまうから、あるいは
その「等」に入るかと思ひますが、従
来外務省の例を見ておつた、日本
の外交官が、外国の外交官に比べて語
学が十分でないために、日本の外交が
うまく行かなかつた例も多いのであり
ます。従いまして外務職員の全体につ

いて外国語の素養をます、深めると
いうこと、特に語学の方の専門家を
この選考任用によつて外務省に入れる
というふうにする必要があると思ひま
す。従来から通訳官などについては、
特別選考の道が開かれておつたのであ
りますが、こういう語学の専門家を選
府のお考えを伺いたいと思ひます。

○大江政府委員 これは第十條の後段
におきまして、「その他特に必要があ
る場合」という項目がござります、すな
わち、ただいまお話しがありましたよう
な語学で非常に適任者があれば、選考任
用をいたすという考えでござります。
また語学の研修その他は、外務省とい
はし、海外におきまう研修において、ま
す語学の素養を高めるようにやらす
方針でござります。

○北澤委員 国家公務員法の第百九
條によりますと、「第百九條第一項
又は第二項の規定に違反して秘密を漏
らした者」と書いてあります。すなわ
ちこの場合には「第二項の規定に違反
して秘密を漏らした者及び……」それ
から先が新しい規定だと思つたのであ
ります。これは一般公務員の場合と違
つたものかと思つたのであります。一般
公務員の場合には「秘密を漏らした者」
だけで切つてありますが、この外務公
務員の場合には「秘密を漏らした者及
びこれらの項の規定に違反する行為を
企て、云々、こういうふうな規定を
定めてあります、この点について何
つてみたいと思ひます。

○岡部政府委員 かわりましてちよつ
と私からお答えいたします。ただいま
大江政府委員のお答えの通りなのであ
りますが、公務員法の第百九條におき
ましては、北澤さんのお説の通り、そ
の十二号におきまして、「秘密を漏ら
した者」、それから公務員法の第百十
一條をごらんいただきたいのでありま
すが、第百十一條では、第百九條の第
十二号に「掲げる行為を企て、命じ、
故意にこれを容認し、そのかき又は
そのほう助をした者はそれ、各本條
の刑に処する。」これをこの第二十七
條で一緒に合せてただけであります。

○北澤委員 そうしますと、これは第
二十七條でなくとも、国家公務員法の
規定から当然そういう結果が出る、た
だ念のためにこう書いた、こういうふ
うに解決していいのであります。

○大江政府委員 その通りでありま
す。

○北澤委員 第二十八條によると「国
家公務員法中外務職員に關して適用さ
れる罰則の規定及び前條の規定は、国
外において当該各條に掲げるいづれか
の罪を犯した者にも適用する。」こ
うなつておりましたが、これは一般公務
員の場合にはこういうふうな規定はな
いのであります。

○岡部政府委員 これは御承知の通
り、刑法は特に国外におきまして犯
した一定の犯罪のものに適用することに
いたしまして、その刑法の総則の規定
が、犯罪及び罰則につきましては、他
の法令につきましても、特別の規定の
ない限り、準用されることになつてお
ります。ただ第二十八條の規定がござ
りませんと、特に定められた場合のは
か、国外における犯罪につきましては
この規定が適用がないということにな
るわけでありまう。ところが外務公
務員につきましては、これは外国にお
きまして外務公務員の犯罪というこ
が予想されますから、特に刑法の特例を
第二十八條で定めたもの、こういうふ
うに考えております。

○北澤委員 そうしますと、外務公
務員は大体外国において治外法権を持
つておつて、その国の法権に従わな
いというふうなことがおもな理由にな
つたわけですか、その点伺つてみたい
と思ひます。

○仲内委員長 並木芳雄君。
○並木委員 私はこの前韓国に大使を
送る予定であるというのを聞きまし
たので、それについて、どういふ形
において韓国との修好関係を復活する
のであるか、それを伺ひしておきたい
と思ひます。いろいろ條約の形で、た
とえば日韓修好條約を結ぶことも考
えられまうし、あるいは韓国を承認
する文書を出すというふうなことも考
えられまうけれども、どういふような
方法によつて韓国との修好を回復して
大使を送るようになるのであるか、お
伺ひしたい。

○石原(幹)政府委員 御案内のよう
に、ただいま韓国との間に基本的條約
といひますか、修好條約の基本的につ
きまして、日韓兩代表の間に折衝が行
われておるのであります。その結果によ
りまして條約が結ばれることと思つ
てあります、その中で、兩國の外交
關係確立等のことが規定されて参る
と思つたのであります。

○並木委員 これはいつごろでござ
る予定ですか。もちろん朝鮮の休戦交渉
の成行なども関係があると思つた
のであります。従つてこの際政府は、朝
鮮休戦交渉の見通しについて、どうい
うふうな観測しておるか。それから連
合軍が朝鮮から撤退するようなことも
考えられるかどうか。こういうことも
関連してお聞きして、いつごろその修
好條約ができて、大使を送れるよう
になるか。

○北澤委員 これはやはり外務公
務員が国外におきまして犯罪を犯した
ものを処罰するという趣旨でございま
して、治外法権とか何とかという点と
は何ら関連がないというふうな考
えております。

○並木委員 並木芳雄君。
○並木委員 私はこの前韓国に大使を
送る予定であるというのを聞きまし
たので、それについて、どういふ形
において韓国との修好関係を復活する
のであるか、それを伺ひしておきたい
と思ひます。いろいろ條約の形で、た
とえば日韓修好條約を結ぶことも考
えられまうし、あるいは韓国を承認
する文書を出すというふうなことも考
えられまうけれども、どういふような
方法によつて韓国との修好を回復して
大使を送るようになるのであるか、お
伺ひしたい。

○石原(幹)政府委員 日韓の交渉は、ただいま両代表の間で非常に努力されつつあります。これは御承知の通りでありまして、できれば早く妥結を見たいという目標であります。この時期がいつごろであるかという事は、これは相手のあることでもあります。これはつきり申し上げることはできないと思ひます。それから朝鮮休戦の問題であります。これはきわめて微妙な問題でもあります。またわが国は第三者の立場でありますので、ここで意見を言うことは差控えたいと思うのであります。しかしわれ／＼といったしましては、やがてはこれはできるものだと考えております。それから連合軍が朝鮮から引揚げるかどうかということでもあります。これも何とも言えないことではあります。今のところ、われわれはこういうことは考えられないことであると思つております。

○並木委員 朝鮮の休戦交渉というものが成立しなくても、この日韓修好條約が成立すれば大使を送りますか。

○石原(幹)政府委員 これは休戦交渉との関係なしに、両者の妥結といひますか、合意ができ上りましたならば行い得ると思ひます。

○並木委員 大使を送ることについて、この前、国府に将来送る予定であるという答弁を得ております。そこで日華條約の経過でございますが、きのう倭島さんも帰つて来たようですが、今日その経過の報告を受けることができませんか。私もちよつと伝え聞くとこ

○石原(幹)政府委員 これは先方の国内事情のことでもあります。ただいままだいろいろ微妙な立場、関係にもありますので、ここでもいろいろ申し上げるという事は差控えたいのであります。

○石原(幹)政府委員 アジア局長は昨夜おそく帰つて参りまして、実はまだ直接詳細なる話を聞いていないのであります。この前申し上げましたように、日華交渉の面ではやはり賠償條項であるとか、財産及び請求権に関する点であるとか、それから平和條約の第二十一條でありましたか、あれにありますが、最終的な規定のような点がまだ最終的の結論に到達していない、こういうふうな承知をいたしてあります。それから後段の問題につきましては、いろいろの話もあつたのであります。最近では経済も政情もだん／＼安定しておるようございまして、ただいまのところ別段悪いという話は聞いていないのであります。

○並木委員 独立同盟というものはどうであるかという事を調査できているのですか。向うに在外事務所もあることなんですし、そういう点については、私の質問に対するお答えになつておられないのです。

○石原(幹)政府委員 これは先方の国内事情のことでもあります。ただいままだいろいろ微妙な立場、関係にもありますので、ここでもいろいろ申し上げるという事は差控えたいのであります。

○並木委員 公使館の方は……。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○並木委員 今度の場合公使館は幾つになりますか。

○石原(幹)政府委員 今度公使館は十八になります。

○並木委員 数からすると、ちよつと問題が出て来ないようですね。けれども、問題は一応こんなふうな考えでなければ、今後の外交方針というものを数から見るときに、日本としては相当充実した数を予定しておる。それについて

○石原(幹)政府委員 公使館の選任方針というものをどの辺に置いてやるか。これはわれ／＼としては重要関心を持つ点でございます。かつて吉田外務大臣に聞いたときには、もつぱら友好善隣、通商に重点を置いて外交の方針を進めて行きたいというふうな答弁があつたのであります。この方針には現在もかわりはないのかどうか。このほか文化の交流あるいはスポーツの振興あるいはオリンピックを日本に招致して来るとか、そういうような方面についての外交方針、従つて大使、公使の選任方針というものは、現われて来るのか来ないか、地域的にはどの点に重点を置いていくか、大ざつぱに見ても西歐に重点を置くか、あるいはアジアに重点を置くか、それから追放解除者の中から相当大使、公使などを選任する予定であるかどうか、こういうふうな大使、公使の選任方針について詳しく伺ひしておきたいと思ひます。これはさつき小川委員からも質問がありまして、この條文に従つて行くと一方に偏した選任がなされる心配が多分にあるので、この際特に聞いておきたい、こう思ふのです。

○石原(幹)政府委員 たいまお話になりまして、かつて外務大臣が言われました友好善隣、通商に重点を置いてという考え方は、重点になると思ひます。なお俗な言葉であります。広く人材を求めて、きわめて幅広く今後の外交官については選任されて行くことと思つております。それから文化、スポーツというふうなことも話があつたのであります。これは幸ひ日本の体育団体その他等も非常な力の入れ方でありまして、こういう問題も対日感情の好転とともに實際問題化して行くことと思ふのであります。もちろんそういうことも、やはり今後の外交官選任の際には、あらゆる面を広く考慮に置いて、幅広く人材を選んで行かなければならないと思ひます。

○並木委員 今度できる大使、公使の数と、それから戦前の大使、公使の数を比較してみたいと思ひます。

○石原(幹)政府委員 今度予定しております大使館の数は二十一でございまして、戦前との申しますと、終戦直前のことをおつしやると思ひますが、これは今資料を持つておりませんので……。

○並木委員 太平洋戦争直前大体幾つぐらいあつたか、それでもいいですか……。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

○石原(幹)政府委員 公使館はもつと多かつたと考えております。

出て来るのですけれども、これを一號
しただけで私の受けた感じは、この口頭
審査理のやり方をとつて行くと、せつ
かく秘密にしておこうと思うその機密
が、いやでもおもうでも暴露して来るじやないでしうか。処分を受けたこと
に對する審査の申請をやり、それに基
いて、非公開で口頭審査をやつて行
く。これを防ぐ方法が何かあるかどう
か。これは持つて来いの非常におもし
ろい場面が出て来ると思ふのですが、
いかがですか。かえつて機密を公開す
るような審査ができ上るのではないか

をお願いします。
と思ひますが、この点についてお答へを願ひます。

○石原(幹)政府委員 この條項は先般の委員会においても問題になつたのでありますが、われ／＼はただいま並木木委員が言われましたような心配もありますので、高度の外交機密の漏洩を極度に防ぎたいという意味で、きわめて狭い範圍でやりたい。こういう意味も一つの理由となりまして、こういう特例が設けられたわけでありまして、この程度の形はやはりとつて参らなければならぬかと思つております。

○並木委員 それならばつこうなんです。別に私は攻撃しているわけじや

ございません。これで見ると、外務職員は自分の身分に関する事です。それから、口頭審理の成行きによつては、ここまでが機密で、ここから先は機密ではないのだ。何が機密であるということとをめぐつて相当の論争が展開される。そうすれば、頭隠して、しり隠さずで、この口頭審理の経過において、政府が機密と称するものがどん／＼公開されて来るおそれがあると私は見てゐるのです。ですから、その心配がど

うして防げますか、こう聞いておるの
であります。

○石原(幹)政府委員 口頭審理は非公
開であります、ここへ出ます者は、
いわゆる本人といいますが、被告の立
場になつておる者と、それからいわ
ゆる外務審議会でありまして、この関係
者の間でのみ行われると思ひます。こ
れはやはり本人の保護ということもあ
るのでありますから、この程度の段階
は、これはやはりどうしてもとらなけ
ればならぬかと思ひます。

○並木委員 この非公開とすること
十分防げればけっこうですけれども、
なか／＼実問題として防ぎにくい
ではないかということをお心配してお
るわけですか。

最後にもう一点だけ、第二十三條の
「不健康地その他これに類する地域で
外務大臣が指定するもの」というのが
あります。不健康地というのは、何だ
かあまり感じのよくない言葉です。だ
れも行きたがらないだろうし、また相
手国に対してもかなり失礼な感じが
いたしますけれども、何かこれにかわる
ような言葉がありませんか。不健康地
というのはあまり感心しないと思ひま
す。不健康地というのは、たとえど
んな所があるでしょうか。また現在あ
りますか。

○大江政府委員 名称に適當なものが
今ちよつと考へ得られないのでござ
います、また今回どういふ所を不健康
地として指定いたしますか、今後定め
て参るところでございますが、戦前の
不健康地、すなわち辺陲の地あるいは
不健康地というような所には、たとえ
ば中国におきましては蒙疆地帯とか、

あるいは南方の東南アジアの地区、あ
るいは南米の方面、あるいは近東方
面、こういういわゆる辺陲で、また寒
暖の非常にはげしい所、こういうよう
な所が一般の不健康地という概念でこ
ざいます。

○並木委員 これは氣候が不順の土地
とか何とかいふふうな、うまい表現
にしてもらいたいと思ひます。不健
康地という、ある意味では日本なん
か結核の非常に多い国なんぞ、そうい
う意味では一番不健康地かもしれない
のです。だからそんなことでせつなく
外務省がねらつておる友好外交とい
うものを阻害するのにも惜しいと思ひ
ます。何かいい言葉を使つていただ
きたい。それを要望して、私の質問を
終ります。

○仲内委員長 戸叶里子君。

○戸叶委員 今回この外務公務員法が
特別にできたわけですから、日本
にはすでに国家公務員法が制定されて
いて、大体国家公務員法の規定に従
つて公務員が配置してあり、また外務
省の公務員といつても、大体外国と日
本の調整をとる日本の公務員だと思
ふのであります。別に外務公務員法と
して制定しなくても、国家公務員法の
例で定めればよいと思ひますが、わ
ざわざここに外務公務員法として制
定しようとした理由がどこにあるかを
伺ひたいと思ひます。聞くところによ
りますと、多分アメリカの國務省では、
人事院があまり評判がよくないので、
フォーリン・サービス・アクトとい
うものを國務省でつくつてあるとい
うのを聞いておりますが、わが国でも
そのアメリカの行き方になつたもので
あるかどうか。あるいはまた外務省が

人事院の仕事にあきたらないで、人事
院といふところから離れたいという気
持でおつくりになつたかどうか、その
点を伺ひたいと思ひます。

○石原(幹)政府委員 これは先日もし
ういふお尋ねがありました、お答え申
上げたのであります、勤務地が世
界各地にまたがつておるか、あるいは
はまた職務の責任がきつめて対外的
国際的であるとか、そういうことで相
当の特例を設けなければならぬのであ
ります。それからいふ一つは、名譽領
事の規定であるとか、あるいは外国人
の採用の規定でありますとか、こうい
う特別のものも入つて参るのであり
まして、あれこれ勘案してここに外務公
務員法、こういう名前をいいたしまし
て、新しく設けたわけでございます。

○戸叶委員 それは国家公務員法の特
例として置くだけでは十分ではないの
ですか。

○石原(幹)政府委員 これは実質はお
話のごとく国家公務員法のやほり一つ
の特例なのであります。先ほど申し上
げましたように、特別以外にも名譽領
事であるとか、外国人の採用である
とか、こういう規定等も入ります、そ
れからまた大使その他の特別職関係
の規定もきつめて多分に入りますの
で、ここで外務公務員法という名前を
定めたものであります。

○戸叶委員 この法案の全体から見
てみましますと、どうも非常に非民主
的であるように思ひます。それ
は外務大臣の権限があまりに強過ぎ
ると思ひます。たださういふ今日外
務省は秘密外交だといわれており
ますが、この法案によつてますます

の感を私は深くせざるを得ないので
ございます。たとえば大体のことが外
務省令で定められる、その外務省令とい
うのは非常に外務大臣の考え方が影響
を與えておるわけでありまして。私も
から見ましては、どうしても露骨に
外交といふような露骨に持つて行
きたいと思ひますのであります。こ
ういふ心配はないかどうかを伺
ひたい。

○石原(幹)政府委員 これはとりよ
うになりまして、これをきつめて悪く運
用すれば、あるいはさういふふうにと
れるかもしれませんが、しかしこれを
設けられたい趣旨は、やはり先ほど
から繰返しておりますような点であ
りまして、普通の一般国家公務員法に
おきまして、普通の一般国家公務員法に
おきましてこれを律するといふことでは
不十分と考えられまして、弊障、遠
くから一段とこれによつて発揚できる
ような面も多々あるものであります、
悪い面ばかりでなく、よい面もよく御
検討をお願いいたします。

○戸叶委員 石原さんはそのお立場上
はつきりおつしやれないかもしれませ
んから、まあその程度にいたしまし
て、この條文の中で伺ひたいと思ひま
すのは、第七條の、先ほど北澤委員か
ら御質問ありましたことですが、「国
籍を有しない者若しくは外国の国籍を
有する者又はこれを配偶者とする者
は、外務公務員となることのできな
い。」そこで外国の人を配偶者とした
場合に、その人がその国の籍を抜いて
おらないときには、日本の籍を取
得ることができないのだと思ひます
が、さういふような場合を考へてこ
の規定をおきめたと思ひます。

けれども、その国の籍をなか／＼抜くこ
とができないというふうな、さうい
う国の人というものは非常に少いのだ
はないかと思ひますが、その点はどう
なんですか。たとえばいたいていの
国は日本人と結婚した場合に、籍を
日本人の方に置かなければならぬとい
ふたときに、その籍を向うで抜かし
てくれると思ひます。さうすると日
本の国籍に入るわけですから、ど
こか特殊な国があつて、たとえばソ
ビエトといふような国があつた場合に、
その国は特別籍を抜かない。従つて日
本の国籍があるとは思ひますが、それ
はごくまれな例ではないかと思ひま
す。普通の外国人と結婚した場合に
は、さういふことは大して問題にな
らないと思ひますけれども、その点
はどうか。

○石原(幹)政府委員 戸叶委員から
だいま御指摘になつたような籍の抜
けない国があるかないか、ただいまち
よつとわかりませんが、これは先
ほど申し上げましたように、外交官と
しての十分の活動をして行く上にお
いては、やはり日本の国籍を持つてお
るものでなければならぬと思ひます。
まして、外国の国籍を持つておる
こととてありますならば、その妻は
外国に忠誠を誓つておる人といふこ
とになるのであります、これはやはり
外務公務員として十二分の活躍をして
行く上においては不適當であらうと思
ひます。

○戸叶委員 この二項に「政令で定め
る場合を除く外」とありますが、こ
れはどういうようなことをさしている
のでしょうか。

○石原幹政府委員 これは一例を申しましたならば、結婚いたしまして向うの国籍を離脱することになるのでありますが、結婚ということによつて向うの国籍を離脱する場合に、そこに向うの国籍を持つておる期間が若干あるかもしれない場合があるものであります。そういう場合などを予想しまして政令で定めて行こう、こういう意味であります。

○戸叶委員 第八條は、先ほども改進黨の小川氏が言われましたように、私も似たように、大使、公使の任命は、最も民主的な方法をとるという意味で、国会で承認の必要があると私は考へるわけですが、この点はもうすでに先ほど御質問になりましたので省きます。

次に第十一條の外務職員昇任の問題でございますが、ここに「試験又は選考によつて行ふ」ということがござい

ます。人事院でもたしか一度だけこの試験制度をおやりになりましたが、あまりきき目がなかつたのかどうか知りませんが、今日ではそのまゝになつてゐるやうに私は考へております。そこで人事院があまり好ましくないと申つていらつしやるやうな試験制度は、外務公務員法では積極的に取上げられて行く必要がないのじやないかと思ひますけれども、そういう点に關して、試験に重きをお置けるか、そしてまたその内容が人事院でなされたやうな試験内容をおとりになるのかどうか、それともまた選考の方に重点をお置きになるかどうか、この点を伺ひたい。

○大江政府委員 試験と選考とどちら

に重点を置くかという御質問でございますが、これは一般の国家公務員法の昇進が、人事院の方でどういふ試験制度をやるかということにらみ合はせて外務省もやらなければならぬと考へております。そのにらみ合せによつて、場合によつては試験をやるといふこともございしますが、外務省といたしましては現在のところは、人事院の試験制度その他が十分行われておらない現状からかんがへまして、やはり選考という点に重点が置かれておる、こういうふうに考へております。

○戸叶委員 閣下政府委員がお見えになつていらつしやるので、その後試験制度がとられておらないようですが、そのときの結果といひますか、それから今後の試験制度のあり方について、ちよつと伺ひしていただきたいと思います。

○岡部政府委員 戸叶委員にお答えいたします。実は国家公務員法が第一回国会において制定される場合におきましては、戸叶さんも決算委員会の委員で十分御審議いただいたように覺えておるのでございしますが、実は国家公務員法の任用制度と申しますのは、結局職階制を基礎にしているわけでございます。職階制が実施されて、それによりまして初めて十分に国家公務員法が考へてゐる採用や昇任の制度が行われる。今までのところ職階制の作成に人事院としては努めて来まして、職階制が近い将来に実施される、それによつて初めて本格的な採用と昇任という制度が行われることになりまして、現在のところはまだ従来のままの形でございしますから、いわばここで申しますと

選考任用が主として行われているといふことになつております。戸叶さんの御指摘の試験は、例の各省の課長級以上のいわゆる高級幹部の試験のことだろふと思ふのでありますが、これは特別の事情によりまして一回限り行われた試験でございまして、ああいふ試験が今後繰返して行われるということはない、今のところちよつと想像できないわけでございます。それで今後この昇任につきましてどういふことになるかと申しますと、これは国家公務員法におきまして、試験と選考という二つの方法で行われることになつております。その試験と選考をどういふぐあいに行うかということは、それ／＼の官職、試験によつて昇任させるのが適当な官職、あるいは選考によつて昇任させるのが適当な官職、ことに専門的な高級の官職につきましては、試験でやるというよりは無理であります。要するに一言で申すならば、試験によつて昇任させるのが適当な官職は試験になり、選考によつて昇任させるのが適当な官職は選考による。しからばその試験と選考はだれが行うかということになりますと、これは一概に人事院が行うというわけには行きませんが、ある場合には人事院が行ひ、ある場合には各省が行ひ、それらのことはすべて近い将来に人事院規則ではつきりする予定でございします。原則はそうでございますが、この特例法といたしましては、この外務公務員法の昇任につきましては、これは原則といたしまして、この官職につきましては人事院がやる場合、あるいは外務省がやる場合があるわけでございますが、それを一括いたしまして外務省が外務省令の定めると

ころによつて、それ／＼の官職につきましてあるいは選考、あるいは試験によつて行ひ、それは一般のその他のものにつきましては人事院が本格的にやつていないので、その様子を見て、あるものは試験による、あるものは選考によるというところを、これからそのつり合ひをとつてやつて行こうというのが、今の大江政府委員の御答弁の趣旨だろふと思ひます。

○戸叶委員 次に第十五條の「外務職員に、外務省研修所又は外国を含むその他の場所を研修を受ける機会を與えなければならぬ」と書いてございします。これは戦前と同じように、外国を含むその他の場所を研修を受けるような機会が與えられればよいと思ひますけれども、今日の状態では、外貨その他の關係でなか／＼急にそれはできないと思ひます。しかしこういうやうなことがごく近い将来に戦前と同じやうにできる見通しがあるかどうか、お伺ひいたします。

○大江政府委員 これはたゞいま計画を立てておりますが、大体各大使館、公使館に配属いたしまして、その間一年なり、あるいは特別の研究生というやうな制度を設けますと三年くらいの間は官務を離れて研究させるといふやうな方をとりたいと思つております。その点は外交再開と同時にすぐ実施できるのじやないかと考へております。

○戸叶委員 第十六條の査察の問題。これは先ほども問題になりましたが、ここに言う査察使というのはどういふやうな人を送られようとしておるのですか。ここには「外務公務員のうち適当と認める者を」とありますけれども

も、その基準をどういふところに置かれるかというのを伺ひたいと思ふのです。その意味は査察といつても、どの程度に重きをおくかというところは問題だと思ひます。その一つはたとえば在外公館にいる人と同僚程度の人が行つて、そして事務連絡という名義で軽くまわつて来る程度で大きい任務でないか、あるいはまた非常に重い任務で、在外公館の事務をすみからすみまで査察して、報告するといふやうなものであるかどうか、もしも後者の場合といたしましてはならば、非常に厳格な人選をして公平無私の人を選ばなければならぬと思ひます。前者の場合でしたらならば、ただ軽く事務の連絡といふやうな形で行くんだつたらば、それほど必要じやないのじやないか、そこで査察使といふ者をどういふ考へでどの点に重点を置いて行かれようとするかという点を伺ひたい。

○石原幹政府委員 たゞいま予想されておりますところでは、査察使には最上級の外務職員を充てる、こういうことになつております。それから補佐官等も同伴し、事務の補佐をやらせるということになると思ひます。それからこれは定期的に査察が行われるといふことと、またあるいは特に場所を限りまして、臨時に査察使を派遣するといふこともあると思ふのであります。

これは一般行政官庁においても、それぞれの中で査察というやうな名前ではありませぬけれども、それ／＼行われている。またたゞいまでは行政官理庁等の役割も大体さういふ面を持つておる場面が多いと思ふのであります。さういふ意味合ひからいたしまして、たゞいまお話になりましたやうなきわめ

て公平無私な、りつばな人を査察便に選んで行くということはもちろんな必要なことであると思つております。

○戸叶委員 次に第十九條の、これも先ほど問題になりましたけれども、私はこれは非常に問題だと思つております。それは非常に機密漏洩とありますけれども、一体何が外交上の機密かということになると、多分にそこに主観的なもので影響される可能性が出て来るのじやないかと思つております。外交問題で機密を守るといふことは必要な場合も了承できますが、たとえばここに吉田外務大臣の例を引いてみまして、吉田さんが自分の感情を害されたような場合に、その場の様子で何か言つたことに對して、機密漏洩だというようなことで処分をするような場合も、私は起るのじやないかと思つております。そうなつて来ると、外務公務員の人たちはなるべく話をしない方がいいんだ、口をつぐんでいた方が安全だと事なかれ主義をとり、非常に卑屈な公務員になりがちだと思つております。そこでこの外交機密というものの基準といふことが、そういうものがありましたら、示していただきたいと思つております。まずそれを伺いたいと思つております。

○石原(幹)政府委員 機密の基準といふようなものは、そういうものはないといふんですか、言えないと思つております。今日非常に機密であることも、一週間後には公知の事実になることもあるのであります。それと第十九條は、秘密の漏洩によつて国家の重大な利益を毀損したといふことを伴う場合に、これが問題になるのでありますから、單に氣分を害したからとか、ど

うとかいふようなことによりまして、こういう措置が軽々に行われるというところは、私は万々ないのではないかとと思つております。

○戸叶委員 私は今一つの例を引いただけでございしますが、そのときの感情でたまにはそういうこともあるのじやないかと思つておりますけれども、それはその程度にしますが、もしも機密事項といふものが新聞などに漏れまして、それが機密を漏らしたかといふようなことがわからぬような場合には、どういふふうな処分をなさるか、責任者にその処分が行くのかもしませんが、そのときの処分はどういふふうになるかを伺つておきたいと思つております。

○大江政府委員 機密の漏洩者がわからない場合には、第十九條では、個人的な処罰はできないことになるのでございまして、あるいはその局の責任者が別の意味におきまして処罰を受けることはある、こういうふうな考えです。

○戸叶委員 そのときの処罰の方法は、その機密の重要性によつて違ふわけですか。

○大江政府委員 その通りでございします。

○戸叶委員 第二十三條の休暇帰国のことなのですが、その場合に、もしもその休暇で家族を連れて帰るときには、家族に對して何か手当は與えられぬのでしょうか。

○大江政府委員 家族に對する旅費も支給されますし、また二箇月間は、在外でもらつておつた在勤俸も支給されます。

○戸叶委員 第二十五條に「外務省本省に勤務する外国人を採用することが出来る」とありますが、外国人がどういふ在外公館に勤められた場合に、どんな仕事をおもにしろもうのかといふことと、それからどういふ人たちに對する予算が、どんなふうになつておるかといふことを伺ひます。ちよつとつけ加えますが、こういう人たちは、大体好意的に申し出てくれる場合が多いのじやないかと思つておりますが、その人たちに對する手当等を払つたり、あるいはその人たちの費用を外務省の予算の中に組んでおられるかどうかどうかを伺ひたいと思つております。

○大江政府委員 これは本省に勤務する外国人と在外の外国人と二つございまして、多少性質が違つておると考えられてございします。在外におきまして、外務公務員を十分に派遣できない場所におきまして、ダイピストであるとか、あるいは運搬手といふようなものを採用いたしますが、第二十五條の第二項でございまして、これはきつめて通例行われておるところでございします。これらの費用は外国人として特にとつてあるわけではないのでございしますが、雇員その他の予算の中からはなかつております。本省に勤務いたします外国人の例は、現在ではきつめて少いのでございまして、従前法律的な雇員であるとか、特殊の技術を要するために外国人を採用するといふ場合がございしますが、これはやはり特に予算をとつてやつておるわけではございません。

○戸叶委員 そうすると本省に勤務してもらう人たちに對しては、手当は出さないわけですか。

○大江政府委員 手当はもちろんな出すのでございしますが、現在さしあたり外国人を採用するといふような予定もございせんので、予算としてはとつてないのでございします。

○戸叶委員 それから先ほど問題になつておりました外務人事審議會のことと、外務公務員から一人、それからあとの三人を學識経験者の中から大臣が任命するといふ、そこに非民主的なやり方があると思つております。これは一般の人の意見を聞くといふ意味でも、やはり国会の承認を得る必要があると思つております。その点は先ほど問題になりましたから私は申しませんが、ぜひこの国会の承認を得るということをしてもらいたいといふことを希望條件として申し上げたいと思つております。

最後、一点伺ひたいのは、外務人事審議會の任期といふことが、何年くらい続けられるかといふことを伺つてみたいと思つております。

○大江政府委員 これはいづれ政令でもつて任期をきめることになつておりますが、現在のところはまだ何年といふはつきりした予定は立つておりません。三、四年が適当じやないかと考えます。

○仲内委員長 黒田壽男君。○黒田委員 私はきょうもまた憲法との關係において、本案に憲法違反ではないかと思はれる点が一つありますので、これをお尋ねしてみたいと思つております。それは、この外務公務員法第九條

は、憲法第七條第五号に違反するものではないか、こういう問題であります。私はその理由をこれから申し上げてみたいと思つております。

外務公務員法第九條によりますれば、領事官の委任状は、天皇がこれを認証する。こうなつておりました、私はこの点が憲法第七條第五号に違反すると思つておりますが、どうでありますか。思うかどうかといふよりは、私は思うと断言することができると思つております。領事官とはどういふものであるかと申しますと、外務公務員法第六條によりますれば、總領事、領事、副領事、領事官補、これであると思つておりますが、これは第六條によりますれば外務職員であります。外務職員である以上は、第二條には特命全權大使、特命全權公使、全權委員とは別個に外務職員といふものが、外務公務員として列挙されておるところを見ますと、この外務職員が大公使、全權委員と違ふものであることは明らかであると考えます。ところで憲法第七條第五号によりますれば、この号で天皇の認証を要する書類と定められてあるものは三通りあると思つております。もとより天皇の認証を要する書類は第五号の場合だけではありません。たとえば第八号の場合でも天皇の認証を要する文書はあるのであります。しかし他の項のことをここで問題にする必要はないと思つております。私はこの第五号の場合における天皇の認証を要する文書の中には、領事官の委任状が含まれていない。そこで領事官の委任状問題について重大な疑問を持つものでありまして、この点に關する原案は私は憲法違反ではないかと思つております。憲

法第七條第五号を見ますと、天皇の認証を要する書類は三通りあると思ひます。第一は國務大臣及び法律で定めるその他の官吏の任免状について天皇の認証を要する。第二は委任状であり、委任状であるとは全權に對して出ます。それから第三が信任状であり、信任状は大使、公使に對し出され、信任状であります。第五号に於いては、この三つの書類に天皇は認証を要するということになつております。私はそう解釈してゐるのであります。そのうちで官吏の信任状といふ部分につきましては「國務大臣及び法律で定めるその他の官吏」ということになつておられますので、法律をもつてその他の官吏を定めざるを得ない、いわゆる信任状の範圍は拡大される道が開かれてゐるのであります。従つて信任状の範圍の拡大される余地がそこに設けられてゐるのであります。ところが信任状及び委任状の認証につきましても、私は憲法第七條の第五号によりまして限定されておると思ひます。委任状ならば全權、信任状ならば大使及び公使に對する限りで限定されておると思ひます。この点では法律をもつて信任状及び信任状の範圍を拡大することは、私は封ぜられておると思ひます。しかるに外務公務員法第九條によりまして、領事官の委任状までも天皇が認証するということになつてゐる。これは外務公務員法といふ法律によりまして、委任状の範圍を拡大することになるものであります。私はこれは憲法違反であると思ひます。憲法第七條第五号には、領事の委任状に天皇が

認証するなぞということを書いてあります。一体領事とは何であるか。先ほど申しますように総領事もあり、副領事もある。副領事も領事官に含まれるといふことは、外務公務員法によつてはつきりと示されておるのであります。他の重要な官吏に比較してみても、總領事の委任状まで天皇の認証を要することにするとは私はどうかと思ひます。官制に對する委任状まで天皇の認証を要するといふに至りましては、單に憲法上の点からだけでなく、事實問題としていたしましても、はなはだ當面を失する規定だ、はなはだ不當を失する規定であると思ひます。そこで政府に御考慮をお願いしたいと思ひます。私はこの間も政府みずからが御訂正になつたらどうかと思ひ、他の点を指摘いたしましたけれども、私の考えからすれば、第九條の領事官の委任状を天皇が認証するといふ点も、御訂正になつたらどうかと思ひます。私はこれは憲法違反になると思ひます。私が、いかがでありますか。

○石原(幹)政府委員 ただいま黒田委員からいろいろお話があつたのでありますが、領事官の委任状といふのは、その前の大使の信任の問題とは違ふのであります。領事館の長となる総領事または領事は相手國に参ります。相手に相手國政府にその公認及び保護方を要請する外交文書であります。それで従来國際慣行上元首の名前をもつて発せられてゐるものであります。そこで先ほどお話のありました憲法第七條第八号には「批准書及び法律の定める

その他の外交文書を認証すること。」とあるものであります。やはりこゝう一つの重要な外交文書と考えまして、ここに天皇が認証するといふ規定を加えたのであります。いわゆる領事を認証官と考へて、ここに認証制度を設けたといふ考へ方では全然ないものであります。

○黒田委員 そうしますと、領事官補に對する委任状の場合も、やはり憲法第七條第八号の「その他の外交文書」といふ、そういう重大な文書になるのであります。そうなると思ひます。

○石原(幹)政府委員 先ほど申し上げましたように、領事館の長として行く者に委任状を持たすわけであり、従ひまして、それは總領事、領事以外には考へられないものと思つております。

○黒田委員 ちよつと議論が枝葉になりますけれども、しかし領事官と書いてあつて、總領事ないし領事とは書いてありません。領事官といへば、私もこの法律の第六條によりまして、總領事、領事、副領事及び領事官補、これを總稱して領事官といふものと考へます。明治三十年何年でしたかの制定になつております「外交官及領事官官制」といふ法規を見ても、領事官といへば、ただいま私の申しました總領事、領事、副領事及び領事官補の四つのものが含まれるといふことになつておるのであります。第九條の領事官だけが特別に限定された内容のものであると解釈することは了承ができません。かりに外務政務次官のお説で憲法第七條第八号の外交文書であるから天皇の認証を要するといひましたとしても、

法文上領事官という表示にしておきますことは、はなはだ誤解を生じやすいことになりはしないか。特にこの場合の領事官に限つて領事館の長であるといふことではできません。常識上並びに法律上の解釈から行けば、領事官と書いてあれば、領事官補まで含まれるといふように解釈しなければ、その他に解釈の仕方がないと思ひます。いかがですか。

○石原(幹)政府委員 領事官といふ言葉は、お話の通り領事官にはいろいろあるわけですが、領事官の委任状として委任状に向うの元首に差出される場合といふのは、これは先ほど申しましたように領事館長の場合であり、總領事、領事以外にないのであります。これは従来領事官の職務に關する法律といふのがございまして、その中にそういうことが規定されておつたわけであり、今度には外務省設置法の中にやはりそういうことが明らかにされる予定でございまして、領事官の委任状の性格といひます。性質からいたしまして、黒田委員の御心配されるような問題は生れて来ないのではないかと思つております。

○黒田委員 私は外務に關する専門の知識を持つておりませんので、ちよつと外務當局にお教へ願ひたいと思ひますが、憲法第七條第八号には「批准書及び法律の定めるその他の外交文書」とあります。「法律の定めるその他の外交文書」といふのでありますから、以外外交文書があるに違ひないと思ひます。政府は今回の外務公務員法がそれに當るというように御解釈になつておられると思ひますが、一体、他

にどのような法律があるのでしようか。批准書以外に天皇の認証を要する第八号における外交文書の種類を、ちよつとお聞かせ願ひたいへん参考になると思ひます。

○石原(幹)政府委員 現在はそのようなものはないのであります。この外務公務員法の第九條の規定で、これが初めて出て来るわけであり、これが

○黒田委員 今まではなかつた。私も従来はそう思つておりました。そういう点から見ても、やはりその他の外交文書といふものは非常に重要な文書でなければならぬと思ひます。第五号の國務大臣以外の認証官は、國務大臣に匹敵すると思ひます。重要なもの、あるいはその他特別な重要な性質を持つてゐる官吏についてそう定められておるのであります。それと同様に第八号の「法律に定めるその他の外交文書」といふものになつて参ります。これは批准書にも匹敵するほどの、相當重要な文書でなければならぬ。ことになると思ひますが、どうも私の常識をもつていたしましては、第九條の解釈並びにその字句の表示の仕方といひまして、適當でないように考へられます。しかしこの点は今回初めて、憲法第七條第八号の「法律の定めるその他の外交文書」といふものに該当する法律がこれでした。こゝにおつしやいますので、政府の御見解はさうだと承つておきます。しかし、これは私は非常に重大な問題だと考へます。で、きようは一応政府の御意見を承つておくことにしまして、もう少し考へさせていだきたいと思ひます。この点はその程度にしておきます。

なお先日お伺いいたしました第十九條の問題について、多少お尋ねしてみたいと思います。外務職員が外交機密の漏洩によつて処罰せられるということに、今回の外務公務員法でなるのでありますが、処罰されるということになつて参りますと、当然刑事裁判に付せられる問題になると思ふのであります。罰則が第二十七條に出ております。「一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する」ということになつておりますが、この刑罰は裁判によつて定められるのであります。それともこの公務員法によつて定められるのであります。私どもはこれは裁判の問題になると思ひますが、この点を念のためにお伺いしておきます。

○岡部政府委員 お尋ねの点がちよつとはつきりいたしませんので、不十分のところはまたお答えいたすことにいたしますが、外務職員が機密を漏らしただかによりまして、公務員法第百條の規定が準用せられて、この第二十七條によつて檢察権の発動によつて起訴されて刑事裁判に係属する、またそれと並行いたしまして、ある場合にはよりましては、單に普通の懲戒処分を受ける、ある場合におきましては、外務大臣が第十九條の規定に基づく外交機密の漏洩によつて重大なる国家の利益を毀損したという理由——それは処分説明書に現われて来ると思ひますが、そういう理由によつて、国家公務員法第八十二條にもどつて懲戒処分を行う。御承知の通り、現在は刑事処分と懲戒処分とは並行して行うことができるようになっておりますから、両方行われる場合があります。ごさいいます。

○黒田委員 両方相行われるというところで承知いたしました。私もさうだと思つたのですが、念のために伺ひしつたのであります。さうしますと、この前お尋ねいたしましたように、少し矛盾ができて来はしないかと思ひますが、懲役に処せられるに値するよう内容を持つた機密漏洩をいたします者につきまして、あわせて公務員法における処分が行われるということは当然のこととあります。しかし、そうしますと、それほどでない者については、刑事事件としての処分をしないで、單なる公務員法による処分だけで済ます、こういうことになるのであります。そこでこれもあるいは議論になるかも知れませんが、この前申しましたように、事案の事實上同時に刑事裁判に付しなければならぬような問題であるとすれば——それほど重要な案件であるとしれば、懲戒処分に関する審理の場合には当然弁護人を付けることを許さなければならぬ、こう考へる。国家公務員の秘密漏洩につきましては、公務員法によりまして、審理の際に弁護人を付することができると。しかるに外務公務員の秘密漏洩については、弁護人を付けることができないう、こういう矛盾が出て来るように思ひます。私は秘密漏洩の場合は、一般公務員法において弁護人を付することを許されておると同じ權利を、外務公務員にも與えなければ、憲法違反になる、こう考へるわけでありまして、これにこれは議論になると思ひますが、これにつきましては今日はお聞きしようとは思ひません。

私はさういふこの程度にしておきまして、委員長に特に申し上げておきたいと思ひます。それは外務大臣にぜひひとつこの委員会に御出席を願ひたいということとあります。いろいろ外交問題につきまして、他の委員諸君からも重要な質問が出ると思ひます。いやくも外務大臣が出席しない、外務次官にまかしておくとしようなどとは、政府の国会に対する態度として欠けることがある。もう少し国会を吉田外務大臣は尊重されなければならぬ。ぜひ外務大臣に御出席を願ひたい。もし委員長がはつきりしてお見通しを述べていただければ、決をどう動議を提出いたしまして、決をとつていただきたいと思ひます。外務委員会の、採決せられたる意思として、吉田外務大臣に出て来ていただく。このことは、外務大臣にいたしましては、はなはだ不名誉なことであると考へます。こういうことはやりたくないけれども、あまりにも外務大臣は外務委員会を、私どもの目から見れば、輕視されておる。これについては野党の諸君にも相談いたしまして、(不意打ちはいけぬ)と云ふ者あり、私も不意打ちはいけぬと思つたから、各党の諸君と相談をしてと言つたのです。が、かりに私がここで動議を出せば成立する。しかしそれともうかと思ひます。そこでそれは別といたしまして、吉田外務大臣の御出席を委員長を通じて要求いたしたい。きようはこれで私の質問を終りたいと思ひます。

○仲内委員長 継続して討論、採決を行います。

○林(百)委員 質疑は継続しますか。

○仲内委員長 質疑はきようで打ち切りです。

○林(百)委員 それではとても簡単にできません。私も黒田委員の希望の通り、ぜひひとつ外務大臣に当委員会に出席してもらつて、最近の國際情勢についていろいろただしたいと思ひます。から、委員長にさうおとりはからいをお願いしたいと思います。

○外務公務員法において各委員の質問で明らかなように、この外務公務員法が非常に官僚統制の色彩が強く、しかも外交の秘密の漏洩を守るといふ形で、外務公務員に対して嚴格な責任を求めておるといふ点について、われわれはいろいろ考へてみたのであります。これはやはり今後の行政協定の問題、あるいは米軍の駐留の問題等をもからめて、そういう背後の事情からいふものが出て来たのではないかとわれわれには考へられるのであります。そこでひとつお聞きしておきたいのは、日米合同委員会ですが、この事務局というのどこへ設けられるのですか。

○石原(幹)政府委員 ただいまは御案内のように予備作業班がいろいろの準備といひますか、活動をやつておるわけでありまして、予備作業班の連絡は、ただいま外務省でやつておるわけでありまして。日米合同委員会はまた設置されてないのであります。いづれ事務局をどこへ置くかといううなことも、話し合ひによつて定められることと思ひます。

○林(百)委員 大体予備作業班の事務局

当局が外務省にあるということになりますと、合同委員会が発足した場合の事務当局も、外務省に設けられるというようにわれわれ了解していいでしょうか。

○石原(幹)政府委員 これは今後の話し合ひでありますから、はつきりしたことを申し上げることはできないと思ひます。

○林(百)委員 その御答弁はだん／＼吉田総理に似て来たやうであります。さらにお尋ねしたいのは、日米合同委員会の日本側の委員ですが、これはやはり外務省と關係のある人になるわけですか。たとえば外務大臣とか、そういう人になるのですか、あるいはさういふことは別個なのですか。大体日米合同委員会のアメリカ代表が駐日大使といううなことも聞いておるのですが、その辺のことも外務公務員法の問題とからめてこの際聞いておきたいと思ひます。

○石原(幹)政府委員 これもまだきまつてないのであります。これは高い地位とか低い地位と言へば語弊があるものであります。あまり高い地位の人ではないのではないかと云ふことは、この前から国会でも言われておることです。ただいまのところそれだけのことしか申し上げられません。

○林(百)委員 私は地位のことを聞いてゐるのじやない。低いか高いか知りませんが、この地位の人はやはり外務省と關係のある人になるわけですか、それともそこは離れて一般的な対象から選ばれるのか、その辺をお聞きしておきたい。

○石原(幹)政府委員 これもきまつてないこととありますから、私から何と

もここで申し上げられませんが、いわゆる外交折衝といいますが、外事折衝の多い仕事でありますので、その道の関係者から選ばれるのではないかとお聞きします。

○林(百)委員 岡崎・ラスク交換文書によると、合衆国政府は「それそれの政府からの一人の代表者及び必要なる職員団で組織される予備作業班を日本国政府と協力して設置する用意を有します」とありますが、これは今どうなっておりますか。

○石原(幹)政府委員 これもただいまのところ、まだいろいろやつてはおりますが、正式なところではございませ

○林(百)委員 いろいろやつている人を聞かしてもらえばよいわけです。あなたの答弁だと、予備作業班は合同委員会に引継がせるというふうによつておると言いますから、これを聞いておるわけですか。これは別に第十九号の秘密漏洩には属さないと思ひますが、どうでしょうか。

○石原(幹)政府委員 これはただいま外務省の国際協力局長がこちらでは中心となりまして、特調関係、あるいは問題によりましては関係各省の援助を得まして、やつておるわけでありま

○林(百)委員 そうすると、国際協力局長ですか、それは岡崎・ラスク交換文書による政府からの一人の代表といふことになるわけですか。

○石原(幹)政府委員 これは先ほど申し上げましたように、ただいまのところ、まだ正式の代表といふことに決定してないようであります。

○林(百)委員 実は私がお聞きする

することは、きょうここに來ました須賀市の諸願書を見ましても、接收の問題がいろいろ問題になつております。この部分は接收から解除してもらいたい、この部分はもう今後接收してもらいたくないといふことが進んでおりますし、それから現に私が実地に調査したところの神奈川県高座郡の相模原ですが、ここではすでに予備作業班が作業を開始しておるにもかかわらず、ドーソンという大佐が來まして、この人が農民と直接交渉をして土地の直接の接收をしておるのであります

が、こういう場合に、予備作業班が作業を始めておるのなら、予備作業班がこういうところに入つて接收の問題を処理すべきだと思ひますが、今後の接收される土地についての交渉は、一体どことどこがどういふふうに行うのか、その点を聞いておきたいと思ひます。

○石原(幹)政府委員 これは先ほど申しましたように、正式の決定は見えていないのでありますが、両者の間にいてそれ／＼の立場からいろいろの準備といひますが、調査等もやつておるのであります。そういう意味の活動はある程度行われておるのであります。今後両方からやはり正式のメンバーがつくられまして、いろいろの意思決定が行われ、こういうことになつております。

○仲内委員長 林君に御注意申し上げますが、時間の関係もあり、あとの部屋の場合もありますので、一般の質疑は明日もやるようにしますから、法案に直接関係のあることについて御質疑を願ひます。法案だけはきょう質疑を終了したいのです。

○林(百)委員 それでは法案に直接関係したところから伺います。これはい

いかげんな問題でなくて、もうこれは立つておりますし、百姓がどこと交渉してよいのか町長もみな困つておるのです。本来ならば予備作業班が來て向うの代表と日本の政府と交渉するものでありますが、非常に困つておるの

でありますが、切実な問題としてきょうやつたのですが、明日正式に発言の許可があるなら、きょうはこれだけにして、私は直接法案と関係のある問題を質疑したいと思ひます。

そこで外務公務員法の機密の漏洩の問題であります。これは非常に問題になると思ふのですが、ことに第二十七條にからんで、外務公務員でない人と

外務公務員との間に外交機密の漏洩の問題が起きた場合には、第二十七條の適用はどうか。たとえば外務省の役人が新聞社なら新聞社の人に発表

した、それが第二十七條の機密の漏洩に属したという場合には、これは新聞社の方の人はどうなるのでしょうか、やはり刑法の共犯の理論によつて、身分を取つて外務公務員と同じ資格の

な人に処罰されるのですか、これは別な点ですか、ちよつと聞かしてもらいた

○大江政府委員 これは外務公務員とは全然関係ないこととございませ

先ほども話に出ましたように、これは一般刑法の問題になりました場合に、それに照して適用を受ける。

○林(百)委員 具体的に刑法のどこでしようか。

○大江政府委員 これは機密の漏洩のいろいろな状況によつて、刑法のいろいろの異なるた條項の適用があるだらうと思ひます。

○林(百)委員 異なつたの條項なんですか、たとえば機密の漏洩といふこ

とだけで、それだけでは別に刑法の第三章、第四章に該当しないと思ふので

○石原(幹)政府委員 これは機密漏洩自体が刑法のどれに當るといふことよ

り、先ほどいろいろお話になりましたやうな共犯といふか、通謀して窃盗をやつたとか、器物毀棄があつたとか、あるいは機密漏洩といふことと関連し

て、何か内憂外患とか刑法にいろいろ規定があると思ふのでありますが、そういう事態になればそういう條章で罰せられる、こういう意味を少し広めに政府委員が言つたのだらうと思つて

○林(百)委員 そうすると、外交機密の漏洩それだけでは一般の、外務公務員でないものには該當がないので、他の要件と加つて刑法の外患に関する罪、あるいは外交に關する罪といふやうなものに觸れるようになれば処罰される、そういうふうな解釈していいと思ひますが、その通りですか。

○石原(幹)政府委員 その通りと思ひます。

○林(百)委員 そこで並木委員からも不規則発言として出ておるのですが、行政協定の第二十三條に軍機保護の間

題があるのですが、軍機保護の問題とこの公務員法の第十九條との関係はどういう関係になつてゐるか、お聞きし

ておきたいと思ひます。

○石原(幹)政府委員 これは軍機保護といひますが、名前はどういうことにな

るかわかりませんが、これは行政協定の第二十三條で必要な立法をするといふことから出て來る結果で、別な法律ができて來るわけでありませ

○林(百)委員 あなたはあとを讀まな

務省が引受けるということになると、外務省というところはまるで秘密の殿堂みたいなことになってしまひ、えらいことになるのじやないかと思ふわけですが、その点は石原政務次官はどういうようにお考えになるか。

吉田内閣もあまり長くないから、あのことは人にまかせるといふなら別として、一般的に考えて、これは将来外務省に相当重い責任を負わされることになると思はれておりますが、その点どうお考えになりますか。

○石原(幹)政府委員 これは先ほどから申し上げておりますように、事務局がどこになるかというところは、まだきまつたわけではないのであります。しかしどこにきまるにいたしましても、行政協定のとりきめによりまして、これだけの機密保護といふことが、軍機保護をやらなければならぬということになつておれば、それに基いてやらなければならぬのであります。つまり国家の重大な利益を守るのでありますから、国家の利益保持のためには、各人の協力を得なければならぬことは言うまでもないことであります。

○林(百)委員 この問題はいろいろ問題があると思ひますが、第一機密の漏洩というのは、これは何か基準を設けなくていいのですか。ただ機密の漏洩といひまして、時の外務大臣や首脳部が、これを機密だと言へば機密になつてしまつて、これ／＼に開するものだから、こういう場合とか、それがやはり基本的な人権を守ることになると思ふのですが、ただ抽象的に外交の機密の漏洩ということだけでは、これは基本的な人権を侵害することになると思ひますが、その点は何らの考慮を払ふ意思がないでしようか。こういうことだと、これはまつたく基本的人権を侵害すると思ふのです。時の外務大臣の考へただけでどうにでもなるわけですから、その点何か基準を設けるお考えはないでしようか。

○石原(幹)政府委員 これは先ほどでもすでにお答えしたのであります。外交機密に基準を設けるとかどうとかいふことは、ちよつとできないことと思ひます。ただ単なる機密漏洩とかどうとかいふことだけではなしに、ここにありますように、それによつて国家の重大な利益を毀損したという判定になるのでありますから、これは外交事務といひますか、外交折衝をやつております当局が当然良識をもつて判断して、結果を見出して行かなければならぬことと思ひます。

○林(百)委員 それから公務員法の方では、職をしりぞいた後ともいふようなことがあるのですが、これは職をしりぞいた後はいいのですか。現職中だけですか。第十九條は問題ないのであります。第二十七條は職をしりぞいた後はいいのですか。

○石原(幹)政府委員 原則であります。公務員法もやはりそういうふうになつておるのでありますから、その精神解釈といひますか、当然そういうふうに解釈して行かなければならぬものと思ひます。

○林(百)委員 精神解釈といふのはおかしいですね。これは「国家公務員法第九十條の規定にかかわらず、」ですから、精神解釈とかんとかいふことでなく、第十九條に職をしりぞいた後という規定がない限り、これはいいと思ふのです。

○岡部政府委員 では私からお答えいたしますが、この公務員法第九十條は、林さんがお述べになりました通り、国家公務員及び公家公務員であつた者につきましては罰則の規定の適用があるわけでございます。ところで第十九條と申しますのは、それは懲戒処分のことと申すのでございまして、懲戒処分といふのは、最大の処分がその官職から排除するといふことでございまして、排除のことだけでございまして、やめた後は問題ございません。

○林(百)委員 そうすると外務公務員法第二十七條の規定は、職をしりぞいた者に適用になるのですか。

○岡部政府委員 第二十七條の規定は、これは要するにこの法律第四條におきまして、国家公務員法第九十條の規定がふらふらないところの特別職その他の外務公務員に対して、第九十條の第一項または第二項の規定に違反した罰則をかけるといふことでございまして、この限りにおきましては、退職した者は国家公務員法第九十條の方に直接に参る、こう考えております。

○林(百)委員 それから外国人に対しては適用は、第二十七條はやはり適用になるわけですか。

○大江政府委員 外国人に対しては適用は適用しません。

○林(百)委員 そこが問題なのでして、外国人は、機密を漏洩して国家に重大な損害を與えても処罰されない。そんなばかなことではないと思ふのです。が、どうして外国人にも適用しないのですか。

○大江政府委員 外務公務員でないわけでありまして、適用がないのです。

○林(百)委員 外国人を採用することができ、とあるのです。だから外務公務員の身分を取得するのではないのですか。

○岡部政府委員 ちよつと林さんに私から御説明申し上げておきますが、この外国人を採用することができるといふ第二十五條の規定は、これは先日大江政府委員からも御説明申し上げました通り、国家公務員法第二條第七項の個人的基礎に基づく勤務の契約といひまして、これは普通の公務員ではない、そういう個人的基礎に基づく勤務の契約を認めている。それがこれだといふことになつておりますから、外務公務員の中には入らないと御了承いたしたいと思ひます。

○林(百)委員 私は法律上のりくつは別として、とにかく「外務大臣は、審議会の意見を聞いて、外務省本省に勤務する外国人を採用することができ、」在外公館の長は、外務大臣の許可を得て、当該在外公館に勤務する外国人を採用することができ、とあるわけでしょう。この外国人が、日本の国の機密を漏洩して国家に重大な損害を與えた場合、どうするのですか。

○大江政府委員 外国人を採用いたしました場合は、先ほど申し上げました通り在外公館におきまして、ごく下のいろ／＼な補助業務に当らせるわけでございます。重大な国家機密といふものは大体取扱わさないというのが原則でございます。

○林(百)委員 それは詭弁であつて、下の者でも、たとえば自動車の運転手でも、外務大臣を乗せている運転手が、中でラスクさんと話をしていることを聞くこともあるのですから、機密をつ

かんでいないということはない。それはどうしてもおかしいので、そういう人たちにも取締る方法を設けるべきだと思ふ。外務省に勤めている人をそんなに戦々きよう／＼とさせて、査察使までも出して監督してきやう／＼いじめると、外国人であつたならば手も足も出ないといふのは、これは富士銀行のギャンブル事件の外国人とかわりはないではありませんか。

○大江政府委員 先ほど岡部政府委員から申し上げました通り、雇用契約で外国人を採用いたしますので、その中にいろ／＼な契約条件として規定をいたしております。これに違反したような場合は、さつそくこれを免職させるといふような規定もあるわけでございます。

○林(百)委員 免職だけでは、それは日本人も免職だけにしたらどうです。懲役一年以下三万円の罰金ですか。日本人並に外務省でそういう仕事に携わる以上は、免職だけではだめです。やはり第二十七條を適用しなければ、そんな卑屈な外務省でどうなるのですか。

○大江政府委員 先ほど申し上げました通り、そういう職員には機密事項は扱わせておりませんが、万一そういうような場合がありまして、これはやめさせる。またなせ処罰しないかと申されますが、これは外国におります外国人は、何とも処罰する方法はないのであります。

○林(百)委員 あなたは刑法を御存じだと思ひますが、たとえば刑法の内乱外患に対する罪は、たとえば懲罰のところに外国人についても適用するといふのが刑法にもあるわけですか。これで

かんでいないということはない。それはどうしてもおかしいので、そういう人たちにも取締る方法を設けるべきだと思ふ。外務省に勤めている人をそんなに戦々きよう／＼とさせて、査察使までも出して監督してきやう／＼いじめると、外国人であつたならば手も足も出ないといふのは、これは富士銀行のギャンブル事件の外国人とかわりはないではありませんか。

処罰することがいくらかもできるじやないですか。

○岡部政府委員 それではもう一度お答えいたします。奥は林さん法律の専門家でいらつしやるから、法律の問題をお答えしたつもりなのですが、御承知の通り刑法に規定する犯罪が日本国内において行われました場合におきましては、刑法第一條が定めます通り、何人を問はずこの刑法の規定を適用できるわけですが、この外務公務員法が定めております、あるいは国家公務員法が定めております罰則の規定は、一種の身分犯でありまして、公務員という身分を持つておる点をつかまえておる点で、もしも身分がなければ一般刑法の原則によつて行くわけでありまして。ところで外国人を外国の公館で運転手あるいはタイピストとして採用した場合におきましては、この法律の定めによりまして、それを外務公務員と定めない、これは公務員でないのだ、そういう公務員としての身分を與えないということでございます。従つて身分犯として定めますところの、この第二十七條あるいは公務員法百九條の規定が定める罰則は適用がない、こういうように解釈しております。

○林(百)委員 結論を出しますが、私はあなたのはへりくつだと思つたのです。實際外務公務員法によつて外国人を採用しておきながら、これは外務省で採用してあるけれども、外務省の公務員でもない、従つてまた処罰もしないのだというようなことは、これはへりくつだと思つた。たとえば刑法の第二條によれば「本法へ何人ヲ問ヘス日本国外ニ於テ」云々とあつて、重要な、たとえば内乱の罪とか外患の罪を犯

した者は処罰できる。また第四條では、日本の公務員が国外においていろいろな罪を犯した者は処罰するといふ点があります。何も外国人だからといつて、外務省が雇つた以上は、外務公務員と同じ取扱ひをして悪いことは絶對ない。非常に日本の国にとつて屈辱的な法律になると思つたので、ぜひひとつ再考をお願いしたい。

もう一つ最後に岡部さんにお聞きしたいことは、先ほど石原次官からありました通り、かりに共産黨員であつたとしても、これが公務員法の適用のない限りは、外務省の職員として身分上の措置があり得るのだという点を、岡部さんにもう一度確かめておきたい。これは政治的な信念だとか政黨によつてそういう差別はないはずであると思ひます。

○岡部政府委員 先ほど石原次官からお答えした通りに私は思つております。

○仲内委員長 これにて本案に関する質疑を終了することにいたします。

○仲内委員長 次に千九百四十六年十二月十一日にレーク・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の條約の範圍外の薬品を國際統制の下におく議定書への加入について承認を求めるの件を議題といたします。

本件につきましては別に質疑もないようでありますので、質疑を終了することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。次会は明日二十日午前十時より開会いたします。

午後一時三十四分散会

昭和二十七年三月二十六日印刷

昭和二十七年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所